

1. 基本的事項

(1) 策定目的

本市では、これまで、地方交付税の縮減が大きく見込まれ、非常に厳しい財政状況になるとの見込みから、平成26年9月に第2次財政健全化アクションプログラムを策定し、職員の削減、公共施設の統廃合などの取組を行ってきました。そして、このアクションプログラムによる目標効果額を反映した「志摩市財政計画」を策定し、将来の財政健全化と持続可能な財政運営を行うため、予算編成や財政運営の指標として活用を行ってきました。

前計画では、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収、幼児教育や学校給食費の無償化、会計年度任用職員制度の導入等の影響がありつつも、ふるさと応援寄附金の増加や制度改正による地方交付税の縮減影響が小さかったことなどから、財政計画に掲げていた財政目標については、概ね達成しました。

しかしながら、近年の原油価格や物価の高騰、労務単価の引き上げなどの社会情勢の変化は、本市の財政状況を圧迫させる大きな要因となっています。物価高騰は、市民生活や事業活動に大きな負担を強いるとともに、市の事業費の増加にもつながっており、特に人件費は歳出全体に占める割合が大きいことから、その状況は財政運営に深刻な影響を及ぼしています。

また、国の施策を含めた子ども・子育て支援や脱炭素社会の実現に向けた取組のほか、デジタル化の推進や喫緊の課題である大規模災害への備えなど、市独自の重点施策の推進により、歳出総額は年々増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、今後も将来の財政健全化と持続可能な財政運営を行うため、今後5年間における収支計画として新たな財政計画を策定しました。

今回策定した財政計画は、将来の財政健全化と持続可能な財政運営を行うため、予算編成や財政運営の指標として活用することとします。

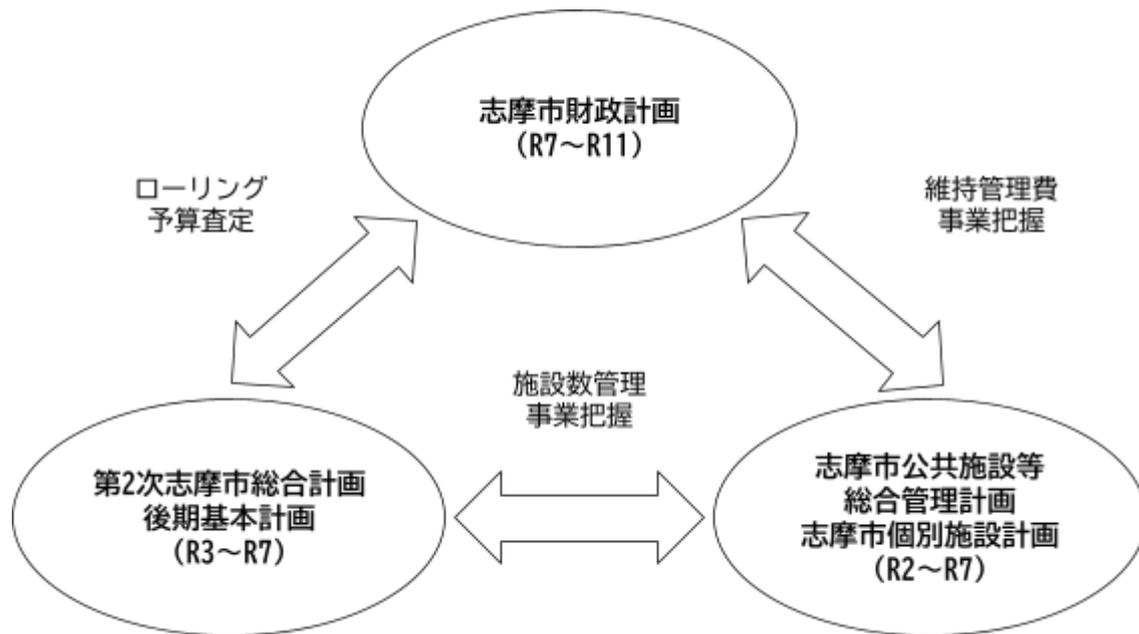
(2) 計画の位置付け

まちづくりの最上位計画である「第2次志摩市総合計画」は、まちづくりの中長期的な方向性を示し「持続可能なまちづくり」を目指すための経営戦略書となっており、「志摩市公共施設等総合管理計画」及び「志摩市個別施設計画」は、中長期的な視点に基づき、公共施設等の総合的な管理の基本方針と施設ごとの今後の方針を定めています。

第2次総合計画基本計画では、「財政の健全化」として、「長期的な視野に立ち安定した財政運営が継続できるよう財政計画に沿った予算編成を進める」としており、「すべての事業について様々な角度から見直しを行い、事業効果の低い事業、費用対効果の乏しい事業等は廃止を含めて検討を行う」としています。

また、「志摩市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき総量の適正化を図るとともに、計画的な保全によりコストを削減していくことで財政負担を軽減する」としています。

財政計画は、将来の財政健全化と持続可能な財政運営を行うため、今後の事業と歳入の見込みを明らかにした収支計画となっており、上記のとおり事業の見直しや施設の維持管理、将来的な施設改修などの部分において、これらの計画と連動させています。



(3) 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(4) 会計単位

対象とする会計単位は一般会計とし、特別会計との関係は繰出金等で計上します。

(5) 財政目標

第2次総合計画後期基本計画では、「健全な財政運営」の項目において、「長期的な視点に立った財政経営により、次の世代に責任をもって引き継げる、持続可能なまちをめざす」として、主な成果目標として財政調整基金残高比率を設定しています。

財政計画においては、総合計画に掲げる「すべての事業について様々な角度から見直しを行い、事業効果の低い事業、費用対効果の乏しい事業等は廃止を含めて検討」を行い、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき総量の適正化を図るとともに、「計画的な保全によりコストを削減していく」といった取組の方向性を踏まえ、次の項目を具体的な財政目標として設定しました。

- ①財政調整基金残高は、災害対応等の不足の事態に対応するために全計画期間を通じて標準財政規模（推計値）の15%以上を確保する。
- ②起債事業については、世代間負担の公平性の観点から、事業の必要性、実施時期を総合的に判断した上で計画的に実施し、実施公債費比率については全計画期間を通じて15%以下を維持する。